

(急) 荒神山地区調査設計業務  
公募型プロポーザル 応募要領

令和 7 年 5 月  
兵庫県神戸県民センター  
神戸土木事務所

## 1 業務の概要

### (1) 業務の目的

急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を守るため、急傾斜地崩壊防止施設の調査・計画・設計を行う。また本業務の実施にあたっては、評価テーマの内容を踏まえ質の高い成果をとりまとめることができる事業者の選定を行う。

### (2) 業務名

(急)荒神山地区調査設計業務

### (3) 履行期間

履行期間は、契約日 ～ 令和8年2月28日限り。

### (4) 詳細

別添1 特記仕様書による

## 2 参加要件

### 2. 1 参加者に対する要件

- (1) 建設コンサルタント入札参加資格者として、兵庫県の測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている期間中でないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

### 2. 2 配置予定技術者に対する要件

配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者は、以下に示す技術資格を1つ以上有さなければならない。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設部門の河川、砂防及び海岸・海洋）
- ② 技術士（建設部門の河川、砂防及び海岸・海洋）
- ③ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）
- ④ 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- ⑤ 博士（専門分野：工学）
- ⑥ 砂防・急傾斜管理技術者

### 3 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

#### (1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添 2 とする。様式 8、9 を除き、記載事項が多い場合は各様式 2 枚迄を限度に記載して良い（様式 8 は A4 版 1 枚以内、様式 9 は同 3 枚以内で補足資料として A3 版 1 枚以内で添付可能）。

#### (2) 評価テーマ

本業務では、配置予定技術者の能力等のほか、以下のテーマに関して技術提案を求める。

「現地踏査のポイントと、地盤調査計画案および工法比較案の基本的な考え方」

この斜面の現地踏査のポイントと、地盤調査計画案および地域特性、斜面特性を踏まえた工法比較案をどのように作成するのか基本的な考え方を記載すること。

#### (3) 当初契約時点の業務の想定

本業務の業務規模は、当初設計で 1,269.3 万円（税抜き）を上限とした業務量を想定している。

費用の算出根拠は、別添参考資料の通り。なお、当初設計時の想定であり、業務内容や数量に変更が必要となる場合、必要に応じ契約変更協議の対象とする。

#### (4) 参考見積書の提出

技術提案書に記載する内容も踏まえて、本業務に係る参考見積（税抜き）を提出すること。その取扱いは技術提案書を特定するための評価項目として用いることとする。なお、見積金額の上限は、前記（3）に記載の金額とすること。

#### (5) 作成に用いる言語等

作成に用いる言語は、日本語とする。

#### (6) 技術提案書の無効

提出資料が次の項目に該当する場合は無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

### 4 技術提案書等の提出方法及び受付担当部局

#### (1) 参加申込書の提出方法

- ① 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）による。
- ② 提出期限：令和 7 年 5 月 30 日（金） 17:00 （必着）
- ③ 部 数：紙媒体 1 部（代表者印を押印したもの）

#### (2) 技術提案書の提出方法

- ① 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）による。
- ② 提出期限：〔当初〕 令和 7 年 6 月 20 日（金） 17:00 （必着）  
→〔変更〕 令和 7 年 6 月 23 日（月） 12:00 （必着）
- ③ 部 数：紙媒体 2 部（代表者印を押印したもの）及び電子データ（CD-R 等） 1 部

### (3) 受付担当課

兵庫県神戸土木事務所 工事業務課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

TEL 078-737-2019

FAX 078-735-4059

E-mail: [koubedoboku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koubedoboku@pref.hyogo.lg.jp)

## 5 応募要領等に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

質問は、質疑応答要旨（様式11）に記載の上、FAX またはE-mail にて提出すること。なお、電話にて送信した旨を連絡すること。

① 質問の受付担当課：4（3）と同じ

② 質問の受付期間

・参加申込書に関する質問：令和7年5月21日（水）～5月27日（火）

・技術提案書に関する質問：令和7年6月5日（木）～6月11日（水）

※電話連絡の受付は、土・日・祝日を除く9時～17時とする（12時から13時を除く）。

### (2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（土・日・祝日を除く）以内に、兵庫県庁ホームページ「荒神山地区調査設計業務」に掲載する。

URL: [https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid\\_opn\\_02.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_02.html)

なお、業務に関係しない事項に対しては回答しない。

## 6 技術提案書を特定するための評価項目及び評価基準

本業務における技術提案書を特定するための評価要領（評価項目及び評価基準）は別添3のとおりとする。

## 7 特定者の選考、決定及び通知、非特定理由に関する事項

### (1) 審査方法等

#### ① 委員会の設置

技術提案書の評価・受託業者の特定等は、「令和7年度神戸土木事務所建設コンサルタント選定委員会（（急）荒神山地区調査設計業務）」にて行う。

#### ② 審査の実施

受託業者の特定は、提案内容等の評価による評価値を算定し、評価値の最も高い技術提案書を提出した参加者を特定者とする。なお、最高得点をとった参加者が2者以上あるときは、くじ引きにより特定者を決定する。当該参加者がくじ引きに出席できない場合は、棄権とする。その他、疑義が生じた場合は、委員会の協議により決定する。

## (2) 特定結果の通知

- ① 提案書の特定・非特定結果については、郵送により通知する。
- ② 提出した技術提案書が特定されなかった者は、書面（様式は自由）により兵庫県神戸県民センターに対して非特定理由について、説明を求めることができる。
  1. 受付担当課：4（3）と同じ
  2. 受付期間：通知を受取った日の翌日から起算して5日（土、日、祝日を除く）以内
- ③ 回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土、日、祝日を除く）以内に行う。

## 8 その他の留意事項

- (1) 技術提案書の作成のための現地調査を希望される場合は、令和7年6月5日（木）を予定している。希望する場合は、参加申込書に記載すること。
- (2) 参加申込書及び技術提案書の提出後の変更は認めない。
- (3) 技術提案書は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無にかかわらず全ての記載事項に対して履行義務が生じる。ただし、監督員との協議により、履行の必要がないと監督員が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 受注者の責によって技術提案書の記載内容が履行できない場合は、委託業務成績評定点を減じる。ただし、受注者からの書面による申出により技術提案書の記載内容が履行できなかった原因が、現場条件の大幅な変更や天候不良等の不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、委託業務成績評定点の減点を行わない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、契約の打切り、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由がある場合はその限りでないが、変更は「同等以上の技術者である」ことを発注者の了承を得なければならない。なお、同等以上の技術者であることが確認できない場合は、委託業務成績評定点の減点の対象となる。
- (8) 提出された技術提案書の取扱については以下のとおりとする。
  - ① 提出された提案書の著作権は、提出者に帰属する。
  - ② 提出された提案書は返却しない。
  - ③ 提出された提案書は、本業務の提出者の選定及び提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
  - ④ 特定された提案書を公表する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。特定されなかった提案書は公表しない。
- (9) 特定技術提案書の提出者名は公表する場合がある。
- (10) 提案期間中、本県が要請する来庁以外に当該職員に対する営業行為は、一切認めない。
- (11) 参加申込書および技術提案書作成にかかる必要な経費は、全て参加者負担とする。